

## ヘルパーの派遣日・時間

**営業日**  
毎日(12/30～1/3を除く)

**サービス提供時間**  
午前6時から午後9時

## 事業所の営業日・営業時間

**営業日**  
月曜日～土曜日  
(日・祝・8/14～8/16・12/30～1/3除く)

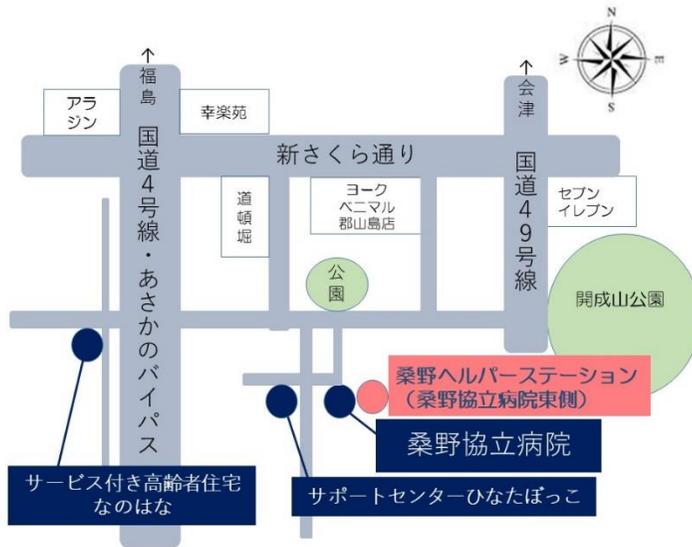
**営業時間**  
午前8時30分から午後5時  
ただし、木曜日は  
午前8時30分から午後0時30分

## 「医療生協の介護」の目標

1. 誰もが自分らしい生き方を
2. いのちと人権を尊重する介護
3. 安全・安心の質の高い介護
4. 介護を受ける権利を守り発展させる運動

### 《秘密保持》

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。



### ◇郡山医療生活協同組合◇

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| 桑野協立病院              | 電話 933-5422 |
| ◆医療生協桑野介護保険センター     | 電話 923-6165 |
| ◆桑野訪問看護ステーション       | 電話 923-6174 |
| ◆桑野協立病院訪問リハビリテーション  | 電話 933-5422 |
| ◆桑野協立病院通所リハビリテーション  | 電話 923-6275 |
| ◆桑野ヘルパーステーション       | 電話 923-6226 |
| サポートセンターひなたぼっこ      |             |
| ◆医療生協ふれあいデイサービスセンター | 電話 923-6219 |
| ◆医療生協桑の実デイサービスセンター  | 電話 923-6219 |
| ◆小規模多機能型居宅介護ひなたぼっこ  | 電話 983-6147 |
| ◆グループホームひなたぼっこ      | 電話 983-6147 |

### 郡山東事業所

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ◆ひまわりの家デイサービスセンター       | 電話 943-1061 |
| サービス付き高齢者住宅なのはな         |             |
| ◆郡山医療生協サービス付き高齢者住宅なのはな  | 電話 953-4005 |
| ◆定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所なのはな | 電話 953-4005 |
| ◆医療生協デイサービスセンターなのはな     | 電話 953-4006 |

住み慣れた  
自宅で暮らしたい…

桑野ヘルパーステーション  
が応援します



桑野ヘルパーステーション

〒963-8034 郡山市島二丁目9番18号  
電話 024-923-6226  
URL <http://www.koriyama-h-coop.or.jp/>

## 桑野ヘルパーステーションがめざすもの

私たち、ヘルパーステーションが目指すものは「利用者の皆さまの笑顔」です。利用者の皆さまが自分らしい生活を送れる「満足感のある笑顔」です。

自立した生活を支援していくことが、ヘルパーの役割であると考えています。

利用者の皆さまがより良く生きるために、利用者の方や家族の方々と一緒に方法を考え、援助していきたいと思います。

桑野協立病院のバックアップを受けながら、郡山医療生協が運営する事業所や各機関と連携をとり活動をすすめています。

## サービス内容

総合事業（訪問型サービス）

要支援1・2の方または総合事業対象者の方に対する、調理・洗濯・掃除等家事の援助、身体介護

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5の方に対する入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の生活援助

障害者総合支援法・居宅介護等

身体障害者に対する入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の生活援助

電話 024(923)6226

FAX 024(990)0533

helper\_st@koriyama-h-coop.or.jp

## 要介護1～5の方

ホームヘルパーが居宅を訪問し食事・入浴・排泄等の身体介護や、調理・掃除などの生活援助を行います。



### ● サービス費用のめやす

サービス	一部負担金(1割)
身体介護 (20分以上 30分未満)	1回につき 250円
生活援助 (20分以上 45分未満)	1回につき 183円
生活援助 (45分以上)	1回につき 225円

\*一部負担金は、介護保険負担割合により変わります。



### ● 以下のサービスは対象となりません

×本人以外の家族のための家事 ×草むしりや花木の手入れ ×ペットの世話 ×洗車 ×大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるものなど

## 要支援1・2または総合事業対象者の方

高齢者が住み慣れた地域で生活を続け、自ら要介護状態になることを予防するためホームヘルパーによるサービスを利用することができます。



### ● サービス費用のめやす

サービス	一部負担金(1割)
週1回程度のご利用	ひと月につき 1,176円
週2回程度のご利用	ひと月につき 2,349円
週3回以上のご利用	ひと月につき 3,727円

\*一部負担金は、介護保険負担割合により変わります。



### ● 以下のサービスは対象となりません

×本人以外の家族のための家事 ×草むしりや花木の手入れ ×ペットの世話 ×洗車 ×大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるものなど